

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月30日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第10号

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p> <p>2 <u>大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号）の規定中鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当並びに管内における旅行の場合の旅費に関する規定は、議員の費用弁償について準用する。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金及びこれに付随する費用を含むものとする。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合における船賃には、当該特別船室料金及びこれに付随する費用</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料及び食卓料</u>とする。</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金を含むものとする。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合における船賃には、当該特別船室料金を含むものとする。</p>

を含むものとする。

【削除】

5 前各項に規定するもののほか、議員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

5 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要により、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

6 前各項に規定するもののほか、議員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。